

「不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部改正に対する意見公募」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

令和6年4月16日

該当箇所	寄せられたご意見の概要	御意見に対する考え方
記載なし	<p>省令の改正の方向性には反対しない。</p> <p>補足意見として、以下を付する。</p> <p>日本には国旗を侮辱する行為に対する直接的な処罰規定がない。侮辱目的での国旗の損壊行為も存在する中、国会で「国旗損壊罪」の新設を目指す動きがあるが、解決には至っていない。国内外の動向を踏まえ、日本の国旗記章の法益保護のあり方を早急に明確にする必要がある。</p>	<p>「今回の省令改正方向性は国際機関や国際的な約束であるため、反対しない。」とのこと、ありがとうございます。</p> <p>なお、不正競争防止法は「事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保する」ことが法目的であり、本改正省令にかかる規定は、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3（同盟国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章、国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称について、これらを商標として使用すること等を適当な方法によって禁止することで、同盟国の紋章等の保護を図ることを規定）の国内担保のための規定のため、いただいた補足意見は、本意見募集の対象外と認識しております。</p>